

令和5年度第1回 朝霞市都市計画審議会 次第

日時 令和5年5月23日（火曜日）

午後3時から午後5時（予定）

場所 朝霞市役所 別館5階 大会議室（手前）

1 開 会

2 挨拶

3 報告事項

- ・報告事項第1号 朝霞市都市計画マスタープランの策定について
- ・報告事項第2号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について
- ・報告事項第3号 朝霞市橋梁長寿命化修繕計画の改訂について
- ・報告事項第4号 くろめがわグリーントレイルマップについて

5 閉 会

報告事項第1号

朝霞市都市計画マスタープランの策定について

朝霞市都市計画マスタープランの策定について（案）

1. 都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき、都道府県や市町村がマスタープランを策定する際に指針となるのが国土交通省による「都市計画運用指針」です。この指針を勘案したうえで都道府県が都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）を策定し、その「都市計画区域マスタープラン」及び議会の議決を経て定められた市町村の基本構想に則して定められるのが市町村マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針：都市計画法第18条の2）です。

都市計画区域マスタープランが一市町村を超える広域的観点から、区域区分を初めとした都市計画の基本的方針を定めるのに対して、市町村マスタープランは、各市町村の区域を対象として、住民に最も身近な市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映し、長期的な視点に立って、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、さまざまな土地利用のあり方や都市施設の整備などに関する基本的な方針を定めるものです。

本市では、朝霞市都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）を平成17（2005）年3月に策定（平成28年11月改訂）して以降、これまでに様々なまちづくり施策を展開し、充実を図りながら「私が暮らしたいまち 朝霞」の実現に向けて取り組んでいます。

現行のマスタープランが、令和7（2025）年度に計画期間の終期を迎えることから、令和5（2023）年度より、3年間の予定で新たなマスタープランの策定に着手するものです。

2. 計画の期間

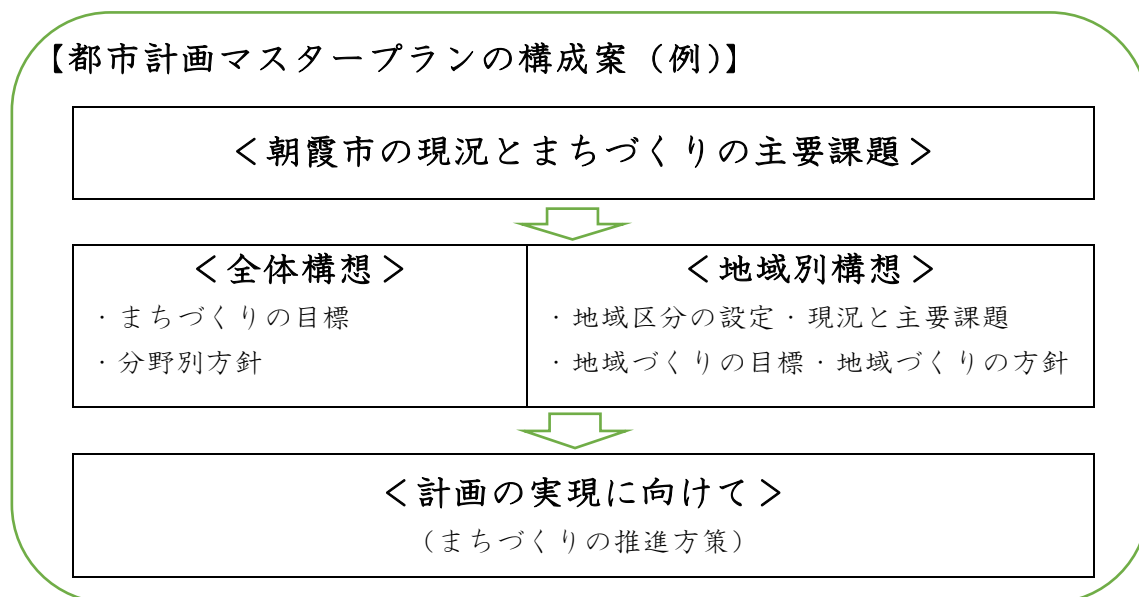
令和8（2026）年度～令和27（2045）年度のおおむね20年間

現計画	平成17年（2005年） 3月策定 平成28年（2016年） 11月改訂 平成30年（2018年） 一部修正	目標年次：令和7（2025）年度
新計画	令和8年（2026年） 3月策定予定	<u>目標年次：令和27（2045）年度</u>

3. 計画の構成

マスタープランの構成は、都市計画運用指針や現計画を踏まえながら検討します。

【都市計画マスタープランの構成案（例）】



4. 策定体制と市民参加

1) 諮問機関

＜朝霞市都市計画審議会＞

市の議会の議員、学識経験者、関係行政機関及び公募による市民等で構成する「都市計画審議会」は、都市計画法第77条の2に基づき設置され、市長の諮問に応じ都市計画に関する事項について調査審議する機関です。

マスタープランの策定過程において、都市計画審議会に、随時、意見聴取を行いながら、マスタープラン案が作成された段階で諮問を行い、答申を受けて策定します。なお、前回計画策定時の都市計画審議会とマスタープラン検討委員会の委員構成を踏まえ、下記に掲げる者を新たに都市計画審議会の委員又は臨時委員として任命します。

新たに任命する委員			
学識経験を有する者	まちづくり団体の代表者	社会福社団体の代表者	地域別市民の代表者
2名 (都市計画分野)	自治会連合会会長	社会福祉協議会会長	5名程度

※臨時委員については、マスタープランに係る審議についてのみ参画いただく。その際、マスタープランに関する議事を最初実施する等、会議の進行が円滑に行われるよう工夫します。また、都市計画審議会での議論を活発化、活性化させるため、都市計画審議会委員を対象として勉強会の開催や市民ワークショップへの参加等も合わせて実施します。

2) 庁内組織体制

マスタープランは、第6次朝霞市総合計画（以下「総合計画」という。）と密接に関わり、さらに同時期に策定することから、庁内検討委員会の設置に当たっては、朝霞市総合計画策定委員会要綱第5条に規定する庁内策定部会を基に、まちづくり等に係る所属長等をもって組織します。

なお、第三者として、専門的な知見を有するオブザーバーにも参画いただき、随時、意見や助言をいただきながら、マスタープラン案の作成を進めます。

3) 市民参加

<朝霞市都市計画審議会>

市民の皆さまから広く意見を聞くため、地域別市民の代表者など、左記に掲げる臨時委員等について議決権を持つ形で都市計画審議会に参画いただき、随時、意見等を伺いながらマスタープラン案の作成を進めます。

<アンケート調査>

総合計画と連携しながら、市民意向調査、青少年アンケート、中学生等への調査やイベント開催時などのアンケート調査等について検討します。

<説明会、ワークショップ等>

マスタープラン案の作成過程においては、総合計画と連携し、住民の方々の意見等を聴取します。

双方向のコミュニケーションには多様な手法があり、それぞれのメリット、デメリットを踏まえ、計画策定の段階や対象となる方々に応じて手法を適切に組み合わせながら、幅広い方の意見等を聴取していきます。

手法	内容	対象
ワークショップ等	・ オープン参加型 (主要課題、全体構想等)	市全域
	・ イベント開催時の周知・意見募集等	
	・ 継続参加型(地域別懇談会)	地域別
	・ まち歩き(タウンウォッチング)	
説明会	・ オープンハウス型	市全域
広報あさか	・ 周知広報等	市全域
市ホームページ	・ 周知広報、意見募集等	市全域
SNS	・ 情報発信等	市全域

<パブリック・コメント制度>

計画素案についてパブリックコメント手続きを行い、市民等から広く意見を求め、提出された意見等に対する市の考え方を公表するとともに、計画案に反映させていきます。

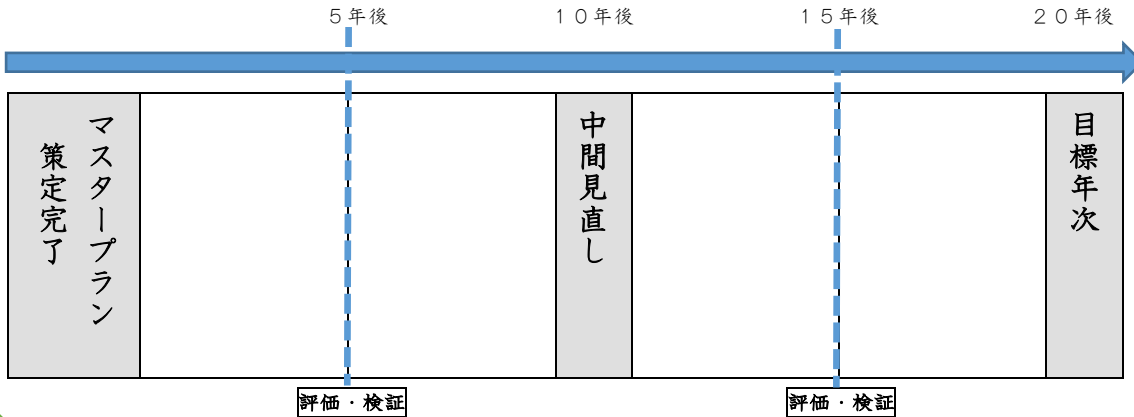
5. 進行管理と見直し

本計画の内容は、目標・方針に基づく各施策・事業の進捗状況や本市を取り巻く社会情勢の変化などに応じて、適切に見直しを行います。

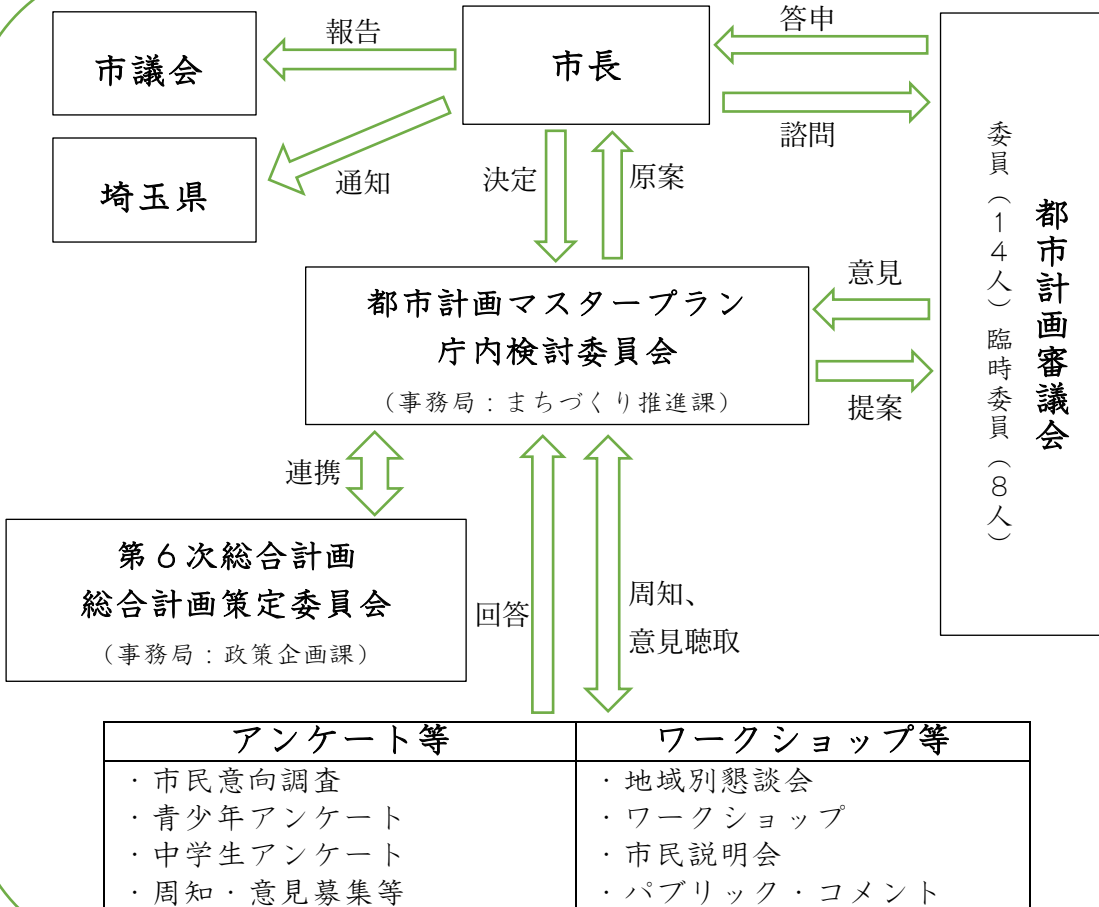
＜都市計画マスタープランの進行管理と見直しイメージ＞

令和8年度

令和27年度

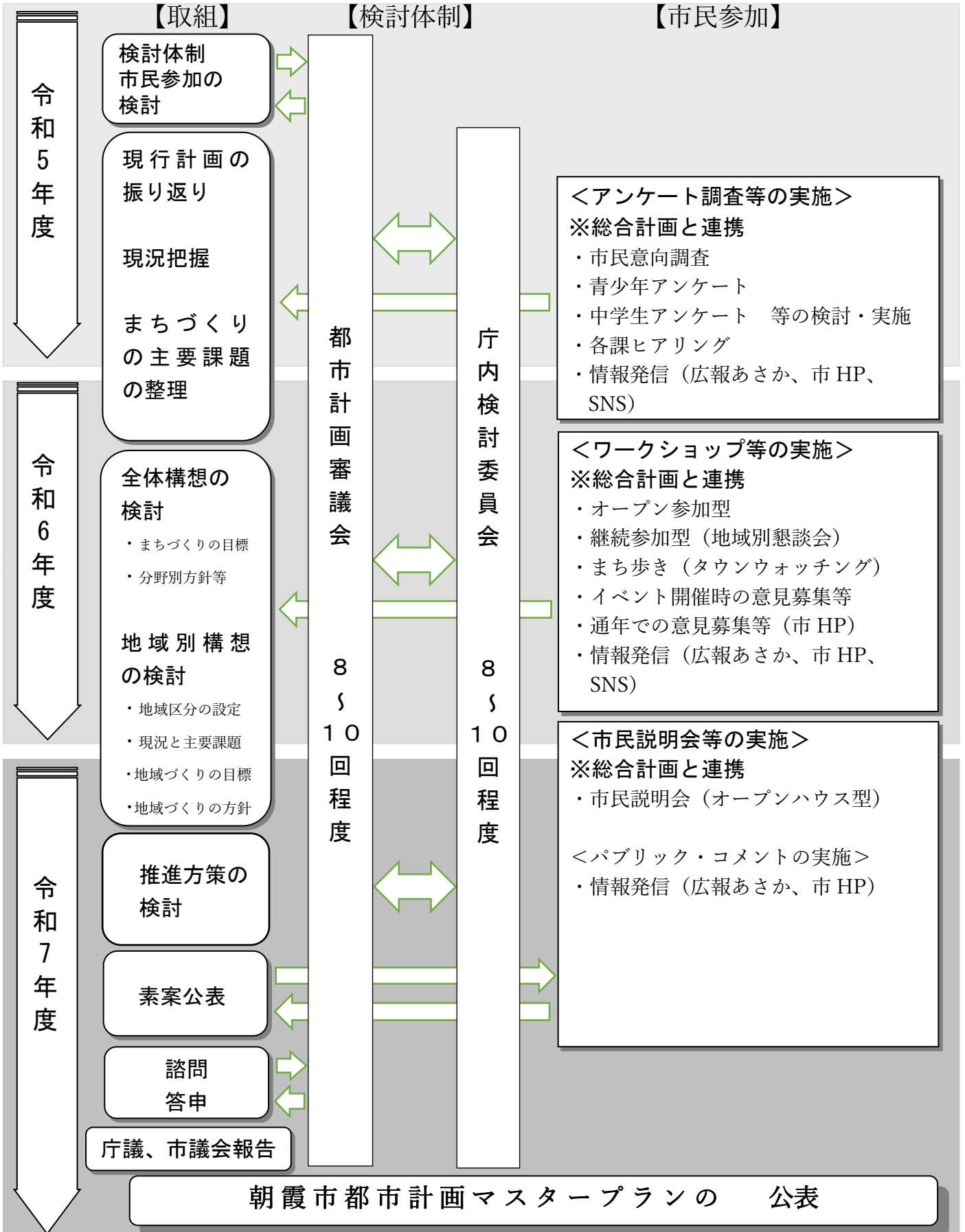


6. 都市計画マスタープラン策定体制



7. 検討体制と策定スケジュール

都市計画マスタープラン検討体制と策定スケジュール（案）



委員構成

都市計画マスタープラン検討委員会		都市計画審議会（現行）		都市計画審議会（マスタープラン審議）			
1号委員	学識経験を有する者 （早稲田大学教授）	1号委員	市の議会の議員	1号委員	市の議会の議員		
	学識経験を有する者 （東洋大学教授）		市の議会の議員		市の議会の議員		
2号委員	建設常任委員長		市の議会の議員		2号委員	市の議会の議員	
	教育環境常任委員長		市の議会の議員			市の議会の議員	
3号委員	関係行政機関の職員 （朝霞警察署交通課長）	2号委員	市の議会の議員	3号委員	市の議会の議員		
	関係行政機関の職員 （朝霞県土整備事務所長）		学識経験を有する者 （商工分野）		学識経験を有する者 （商工分野）		
4号委員	まちづくり関係団体の代表者 （都市計画審議会会長）		学識経験を有する者 （農業分野）		学識経験を有する者 （農業分野）	2号委員	学識経験を有する者 （環境分野）
	まちづくり関係団体の代表者 （自治会連合会会長）		学識経験を有する者 （環境分野）		学識経験を有する者 （環境分野）		学識経験を有する者 （建築分野）
5号委員	社会福祉団体の代表者 （社会福祉協議会会長）	学識経験を有する者 （建築分野）	学識経験を有する者 （建築分野）	3号委員	学識経験を有する者 （都市計画分野） 麗澤大学准教授		
6号委員	環境関係団体の代表者 （環境審議会会長）	学識経験を有する者 （都市計画分野）	学識経験を有する者 （都市計画分野） 麗澤大学准教授		3号委員	関係行政機関の職員 （県土整備事務所長）	
7号委員	商工業関係団体の代表者 （商工会の代表）	関係行政機関の職員 （県土整備事務所長）	関係行政機関の職員 （県土整備事務所長）	3号委員		関係行政機関の職員 （朝霞警察署交通課長）	
8号委員	農業関係団体の代表者 （農業委員会会長）	関係行政機関の職員 （朝霞警察署交通課長）	関係行政機関の職員 （朝霞警察署交通課長）		4号委員	公募市民	
9号委員	公募市民（内間木地域）	4号委員	公募市民	4号委員		公募市民	
	公募市民（北部地域）		公募市民		公募市民		
	公募市民（東部地域）	臨時委員	学識経験を有する者 （都市計画分野） 埼玉大学准教授				
	公募市民（西部地域）		まちづくり関係団体の代表者 （自治会連合会会長）				
公募市民（南部地域）	社会福祉団体の代表者 （社会福祉協議会会長）						
公募市民（南部地域）	公募市民（内間木地域）						
					公募市民（北部地域）		
					公募市民（東部地域）		
					公募市民（西部地域）		
					公募市民（南部地域）		

報告事項第2号

朝霞都市計画生産緑地地区の変更について

変更箇所一覧

番号	生産緑地地区	場所	変更前面積(m ²)	変更後面積(m ²)	増減面積(m ²)	備考
1	第75号生産緑地地区	西原2-11-3	973.00	0.00	-973.00	廃止
2	第95号生産緑地地区	膝折町4-725	565.00	0.00	-565.00	廃止
3	第109号生産緑地地区	膝折町2-1312-1	5,930.59	5,258.59	-672.00	一部削除
4	第152号生産緑地地区	根岸台6-1501-3	987.00	0.00	-987.00	廃止
計			8,455.59	5,258.59	-3,197.00	

(参考)市内全体

	変更前	変更後
地区数	221	218
面積(ha)	65.98	65.66

概要図



○概要

名称	第75号生産緑地地区
内容	地区の廃止
所在地	西原2-11-3
変更前面積	973.00㎡
変更后面積	—
理由	指定30年経過のため
備考	買取り申出日:令和5年1月23日

○現況写真



概要図



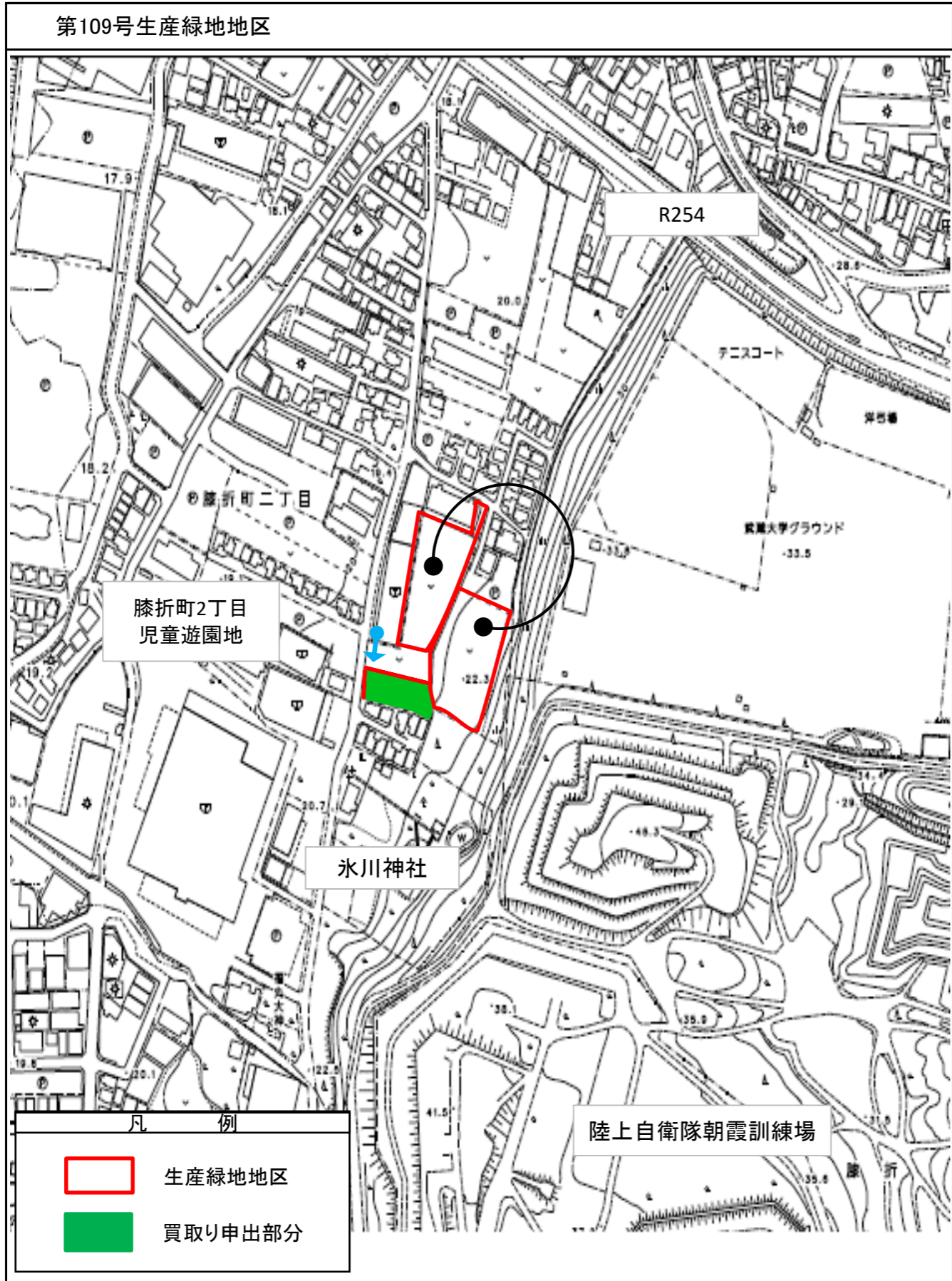
○概要

名称	第95号生産緑地地区
内容	地区の廃止
所在地	膝折町4-725
変更前面積	565.00㎡
変更后面積	—
理由	農業の主たる従事者が死亡したため
備考	買取申出日:令和5年3月9日

○現況写真



概要図



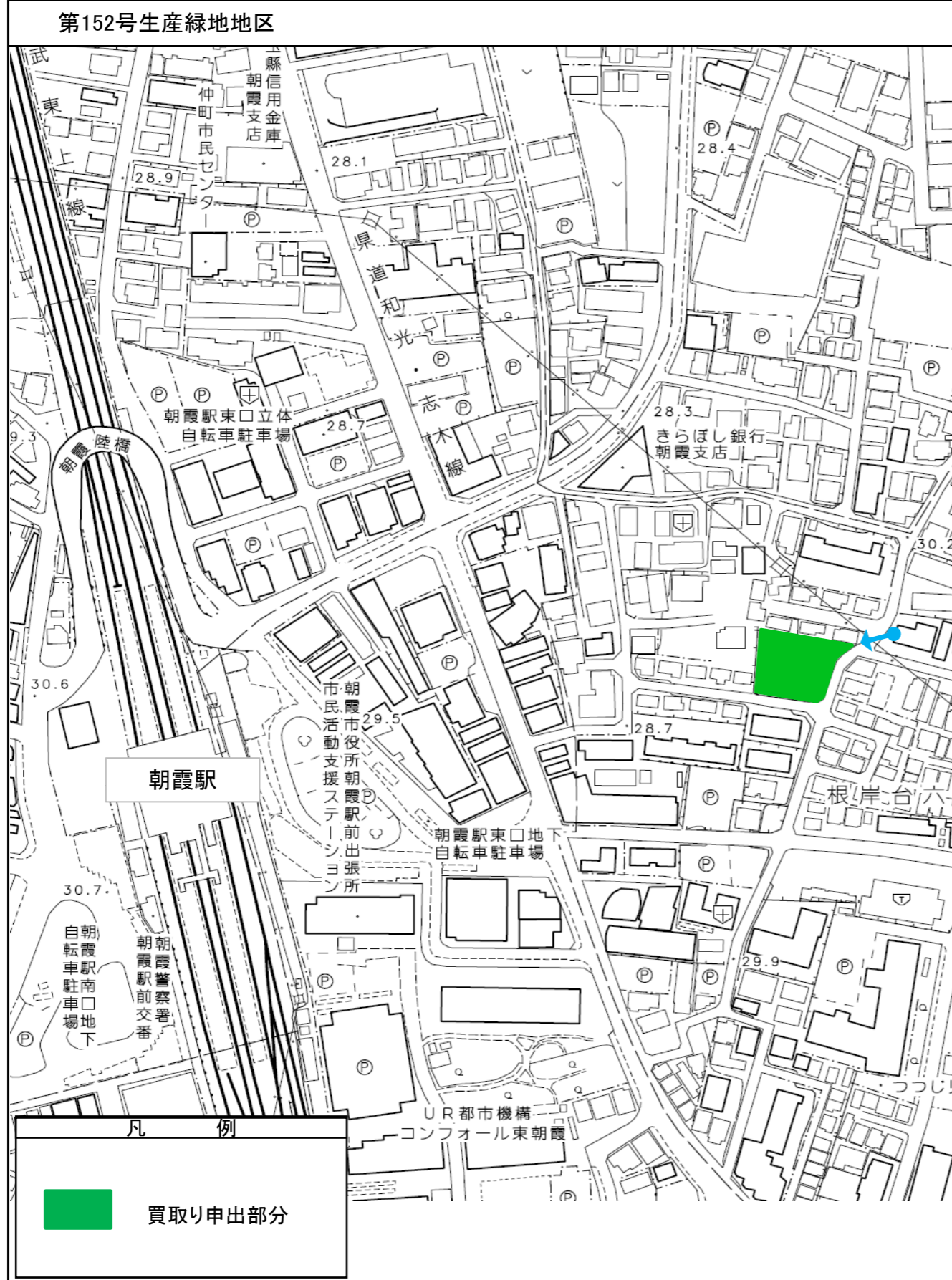
○概要

名 称	第109号生産緑地地区
内 容	面積及び区域の変更
所 在 地	膝折町2-1312-1
変 更 前 面 積	5930.59㎡
変 更 後 面 積	5258.59㎡
理 由	指定30年経過のため
備 考	買取申出日:令和5年4月18日

○現況写真



概要図



○概要

名称	第152号生産緑地地区
内容	地区の廃止
所在地	根岸台6-1501-3
変更前面積	987.00㎡
変更后面積	—
理由	指定30年経過のため
備考	買取り申出日:令和5年1月13日

○現況写真

